

# 岡山 いのちと健康

## 代行運転乗務員の業務災害

労災保険  
審査会

# 監督署処分を取り消し 休業補償額の増額決定

運転代行の業務員として就労していた山本弘さんは、今年3月、代行運転業務で客待ち中に、前の車へ移動する際、誤って土手を転げ落ち負傷しました。負傷による症状は、現在でも腰にしびれがあり歩行困難で今後の回復もあまり期待できない状態です。労災認定されたものの、休業補償給付の給付基礎日額の算定に納得できないと相談してきました。

代行グループ企業は3社からなり、事務所も同じ建物で区別はなく、同族経営です。山本さんは、グループ企業のA社に雇用されていたが、企業内で仕事を回しているため、山本さんはA社とB社からそれぞれの事業所から賃金が支払われていました。監督署はこれを実質的に複数の事業所に雇用された、いわゆる二重雇用の実態にあるものとして判断し、A社業務中

の災害でありA社のみを算出して平均賃金を算出し休業補償給付を支給決定したものです。県センターでは、①A社・B社は実質的に一体の経営であること。②被災者はどちらの会社の仕事をするかなど選べる立場でなく、2社からもらった給与の合計で計算されるべき。と主張し、労災保険審査官に監督署の

判断を取り消すよう審査請求しました。3ヵ月後の今年11月、審査官は二重雇用にあるとは認められず、山本さんがA社・B社から受け取った賃金の合算額をもって算定されるべきであるとして監督署の判断を取り消す決定を出しました。この決定により山本さんの給付基礎日額は約2000円増額されることになりました。

## いじめを苦に自殺

労災申請

職場でのいじめを苦に自殺を図り、4日後に死亡した事案で、職場同僚などの証言をもとに、自殺は業務指導の範囲を逸脱し、被災者の人格や人間性を否定する言動によるいじめが原因であると判断し、今年9月に労災申請しました。

後日、監督署から救急車で病院に搬送される途中、自殺についての聞き取りの記録が残り、残っているかもしれないので「聴込書」を開示請求するよう被災者の妻に対しアドバイスがありました。情報公開法による開示請求で「聴込書」を手に入れたところ、救急車内での質問に対し、被災者は「日頃から職場でいじめを受け毎日がとてもつらい。いじめられていたことが原因で自殺を図った」と供述していました。職場同僚や被災者家族の証言を裏付けるものでした。いじめによる自殺の労災認定は、これまでに司法の場では高裁で一件、労働保険審査会でも一件しか認められていないようです。監督署段階での認定をめざし取り組んでいます。



県労災職業病・過労死連絡センター

総会日程

- ◆日時 12月20日(日)10時～12時
- ◆場所 倉敷労働会館会議室3

